

様式第18号（答申書の交付）

平成30年10月16日

沖縄市長 桑江朝千夫 様

沖縄市情報公開審査会
会長 稲山 聖 哲



公文書公開決定等についての審査請求について（答申）

平成29年10月6日付、沖市生第1006005で諮問のありました下記の件について別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第22号

内 容：「平成20年7月17日交付された設計業務委託特記仕様書の4頁の⑥杭基礎検討書及び擁壁工法検討書の作成との明記がありますが、その根拠となった平成20年度地質調査業務委託の地質調査報告書。つまり平成20年7月17日以前の地質調査報告書」の非公開決定（文書不存在）

(別紙)

答申番号：答申第 12 号（諮問第 22 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

沖縄市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった文書を非公開とした決定は妥当である。

第 2 審査請求の経緯

- 1 平成 29 年 5 月 30 日、審査請求人は、沖縄市情報公開条例（平成 13 年沖縄市条例第 18 号）第 7 条に基づき、「平成 20 年 7 月 17 日交付された設計業務委託特記仕様書の 4 頁の⑥杭基礎検討書及び擁壁工法検討書の作成との明記がありますが、その根拠となった平成 20 年度地質調査業務委託の地質調査報告書。つまり平成 20 年 7 月 17 日以前の地質調査報告書」を公開請求した。
- 2 平成 29 年 6 月 13 日、実施機関は、公開請求対象公文書について文書が不存在として非公開の決定を行い、審査請求人に通知した。
- 3 平成 29 年 9 月 8 日、審査請求人は、実施機関の平成 29 年 6 月 13 日付公文書の非公開決定処分を不服として、沖縄市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により審査請求を行った。

【審査請求の対象公文書】

「平成 20 年 7 月 17 日交付された設計業務委託特記仕様書の 4 頁の⑥杭基礎検討書及び擁壁工法検討書の作成との明記がありますが、その根拠となった平成 20 年度地質調査業務委託の地質調査報告書。つまり平成 20 年 7 月 17 日以前の地質調査報告書」

第 3 審査関係人及び実施機関の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、請求に係る公文書の公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに意見の陳述によると、おおむね次のとおりである。

- (ア) 平成 20 年 7 月 17 日の入札説明会で配布された「設計業務委託特記仕様書」には、杭基礎検討書及び擁壁工法検討書の作成が明記されており、それ以前に地質調査報告書がなければ、特記仕様書に杭基礎検討書の作成を明記することはできないので、その根拠となった平成 20 年 7 月 17 日以前の

地質調査報告書の公開を求める。

- (イ) 小規模建築物の基礎は、支持形式により直接基礎と杭基礎に分類されるが、直接基礎は地盤が良いことが前提であり、杭基礎は軟弱な地盤を硬くする地盤補強工法のことである。しかしながら、実施機関は直接基礎及び杭基礎を同時に検討することが可能となったと述べているが有り得ないことである。それが出来たのは、平成20年7月17日以前に作成された地質調査報告書を改ざんしたためであり、よって、該当公文書は存在するはずである。

2 実施機関の主張の要旨

- (1) 地質調査業務は、基礎の比較検討書作成において必要な資料となることから、設計業務と併行して平成20年7月16日から平成20年8月29日の工期にて行い、平成20年8月に地質調査報告書が作成され、その後設計業務委託受託者に貸与している。従って、審査請求のあった「平成20年7月17日以前の地質調査報告書」は作成されていないため、該当する文書は不存在となっている。
- (2) 平成20年7月17日の入札説明会で配布した「設計業務委託特記仕様書」の杭基礎検討については、杭基礎に特化したということではなく、基礎の比較検討の一環として、杭基礎という表現を用いている。
- (3) 基礎比較検討書については、地盤の状態ではなく、建物の規模で作成を求めている。

第4 調査審議の経過

- 1 平成29年10月6日 審査庁からの諮問受理
- 2 平成30年4月5日 調査審議（諮問実施機関からの説明）
- 3 平成30年5月22日 調査審議（意見の陳述）
- 4 平成30年7月3日 調査審議（答申原案の審議）
- 5 平成30年7月31日 調査審議（答申案の審議）
- 6 平成30年8月29日 調査審議（答申案の審議）

第5 審査会の判断

当審査会は、条例に基づき審査請求人の主張内容及び実施機関の理由説明の内容等を踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査及び審議した結果、以下のように判断する。

1 本件対象文書の存否について

- (1) 本件は、「池原地区多目的ホール建設」（以下「本件工事」という。）に関し、入札参加者へ「設計業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）を配布した平成20年7月17日以前に作成された「地質調査報告書」（以下「報告書」という。）の公開を求めるものである。

本件工事に関する「測量・地質調査業務」及び「設計業務」は、防衛施

設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第9条に規定する「特定防衛施設周辺整備調整交付金」を用いて行われており、以下の経緯を踏まえ「池原地区多目的ホール建設測量・地質調査業務委託契約」（以下「測量・地質調査業務委託契約」という。）及び「池原地区多目的ホール建設及び擁壁設計業務委託契約」（以下「設計業務委託契約」という。）が締結された。

① 「測量・地質調査業務委託契約」について

- ・平成20年6月13日 沖繩防衛局に対し交付金交付申請
- ・平成20年6月23日 交付決定通知
- ・平成20年6月25日 入札等執行依頼
- ・平成20年7月8日 入札参加者へ入札資料配布
- ・平成20年7月14日 指名競争入札
- ・平成20年7月15日 契約締結

（契約期間：平成20年7月16日～同年8月29日）

② 「設計業務委託契約」について

- ・平成20年6月16日 沖繩防衛局に対し交付金交付申請
- ・平成20年6月25日 入札等執行依頼
- ・平成20年6月30日 交付決定通知
- ・平成20年7月17日 入札参加者へ入札資料配布
- ・平成20年7月24日 指名競争入札
- ・平成20年7月29日 契約締結

（契約期間：平成20年7月30日～平成21年2月20日）

(2) 「測量・地質調査業務」が法第9条に規定する「特定防衛施設周辺整備調整交付金」を用いて行われたことからすれば、同交付金の交付が決定された平成20年6月23日より前の時点において、「測量・地質調査業務委託契約」を締結することは出来ない。

また、平成20年6月23日に沖繩防衛局から交付決定通知を受け、平成20年7月15日の「測量・地質調査業務委託契約」締結に至る各種必要手続（入札等執行依頼、入札参加者への入札資料配布など）を考慮すれば、平成20年6月23日から同年7月15日までの間に「測量・地質調査業務委託契約」を締結することも出来ない。

(3) これらのことからすれば、そもそも、審査請求人が特定した平成20年7月17日以前の時点において、「測量・地質調査業務委託契約」を締結することが出来ないのであるから、当該契約に基づいて作成される「報告書」が存在しないことは明らかである。

したがって、実施機関が、公開請求対象公文書について、文書が不存在として非公開の決定を行ったことは妥当である。

2 仕様書の内容について

(1) 前記のとおり、実施機関が、公開請求対象公文書について、文書が不存在として非公開の決定を行ったことは妥当であるが、審査請求人は、仕様

書には、杭基礎検討書及び擁壁工法検討書の作成が明記されており、それ以前に報告書がなければ、仕様書に杭基礎検討書の作成を明記することはできないとも主張していることから、その点について以下検討する。

- (2) この点、仕様書には、「Ⅱ業務仕様」、「3. 設計業務の内容」、「(1) 一般業務」として「⑥杭基礎検討書及び擁壁工法検討書の作成」と記載され（仕様書4頁）、「10. 完成成果品」として「⑧基礎検討書」と記載されている（同6頁）。

しかし、仕様書に前記記載があることから、当然に、仕様書配布以前に報告書が作成されていなければならない必然性はなく、「設計業務」と「測量・地質調査業務」を併行して行うことも十分可能である。

実際、本件においても、平成20年7月15日に契約期間を平成20年7月16日から同年8月29日までとして「測量・地質調査業務委託契約」が締結され、平成20年7月29日に契約期間を平成20年7月30日から平成21年2月20日までとして、「設計業務委託契約」が締結されている。

両契約の契約期間から明らかなとおり、両契約を併行して行ったとしても設計業務に支障が生じるものではない。

- (3) そして、両契約が締結された平成20年度における公共施設建設に関する設計業務は、本件を含め5件行われているが、その全てにおいて地質調査業務と設計業務は併行して行われている。

また、平成20年度乃至平成28年度までの公共施設建設に関する設計業務については、46件中44件において、地質調査業務と設計業務が併行して行われている。

これらのことからすれば、実施機関においては、一般的に地質調査業務と設計業務は併行して行っており、両業務を併行して行ったとしても、設計業務に特別の支障が生じるものではない。

- (4) したがって、仕様書に杭基礎検討書及び擁壁工法検討書の作成が明記されていることをもって、平成20年7月17日以前の時点において、当然に報告書が作成されていたということにもならない。

3 報告書の改ざんについて

- (1) 審査請求人は前記主張に加え、実施機関が、平成20年7月17日以前に作成された報告書を改ざんしたとも主張している。
- (2) しかし、当審査会は、報告書の存否に関する判断を行うことを責務とするものであり、審査請求人の主張する「報告書の改ざん」に関して判断することは当審査会の権限外である。

4 結論

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

平成30年10月16日

沖縄市情報公開審査会

会長 稲山 聖 哲

委員 島田 考 人

委員 佐渡山 美智子

委員 柴田 優 人